

倫理委員会議事次第

(第99回 2025年10月2日(木) 14:00~15:50)

I 開会

II 議題

審議事項

1. サステナビリティに関する倫理規則公開草案について

【資料1-1】

2. 外部の専門家の作業の利用に関する倫理規則公開草案について

【資料1-1】

報告事項

1. 会員からの職業倫理相談状況について

【資料2】

III 閉会

以 上

資料	資料No.
第 16 回倫理委員会有識者懇談会報告	1-1
新旧対照表_Part5 以外	1-2a
Part5 新設規定	1-2b
改正倫理規則の公開草案の概要	1-3
会員からの職業倫理相談状況	2

2025年10月2日
第99回倫理委員会
配付資料No. **1-3**

改正倫理規則の公開草案の概要

－サステナビリティ及び外部の専門家の作業の利用－

2025/10/2



目次

I. 本公開草案の公表の経緯等

1. 本公開草案の公表の経緯
2. 本公開草案の起草方針
3. 本公開草案の構成
4. IESBA倫理規程との差異

II. 本公開草案の概要

1. 本公開草案の各パートの適用範囲
2. サステナビリティ保証業務に関する主な改正点
3. 外部の専門家の作業の利用に関する主な改正点

III. 適用日

1. 適用日
2. 経過措置

※ 以下のスライドに記載の文案は、2025年10月2日時点における文案となります。



I . 本公開草案の公表の経緯等

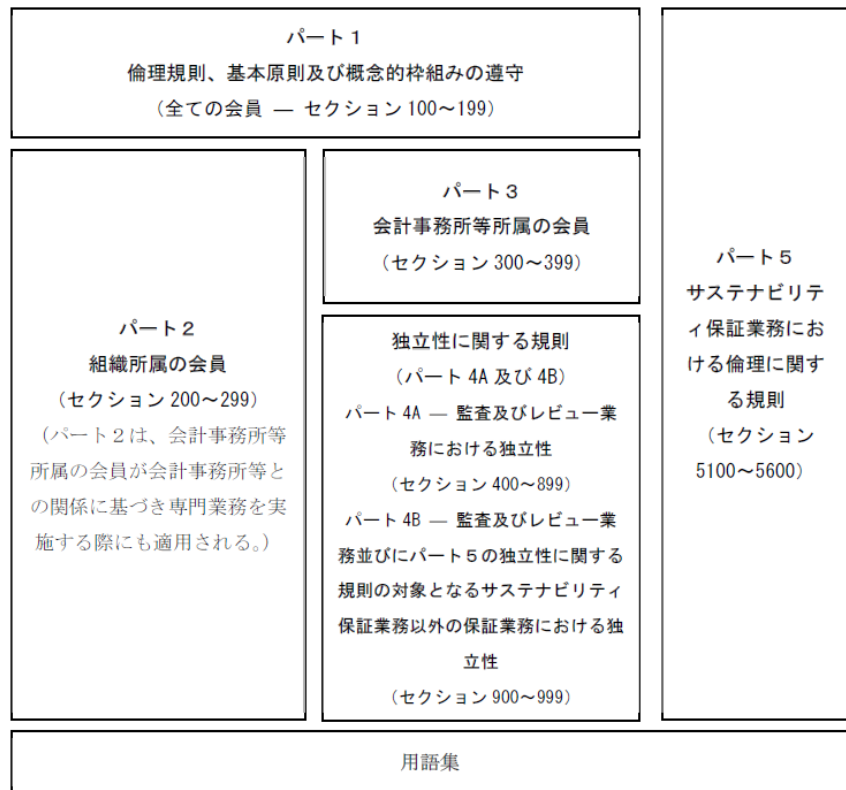
1. 本公開草案の公表の経緯

- 近年、サステナビリティ情報に対する需要が急増しており、そのような情報は、投資家による資本配分だけでなく、顧客、従業員、政府機関その他の利害関係者の意思決定を支援するためにますます利用されるようになってきている。
- 専門的分野の見積り、テクノロジーのほか、特にサステナビリティの分野において、外部の専門家の作業の利用が増加しており、そのような作業は、投資家、金融機関、債権者、顧客その他の利用者が利用する情報に反映される。
- IESBAは、2025年1月に「サステナビリティ保証業務に関する国際倫理基準（国際独立性基準を含む。）及びサステナビリティ保証・報告に関するIESBA倫理規程のその他の改訂」並びに「外部の専門家の作業の利用」を公表した。
- 我が国においては、2024年2月に金融審議会「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ」が設置され、2025年7月17日に中間論点整理が公表されるなど、サステナビリティ情報の開示と保証の制度化の議論が進められている。
- これらの状況等を踏まえ、本会の倫理規則の改正を検討し、倫理規則の改正公開草案を取りまとめたことから、以下に概要を説明する。

2. 本公開草案の起草方針

- 改訂IESBA倫理規程を参考に、我が国の実情も勘案しながら、サステナビリティ及び外部の専門家の作業の利用に関する規定を設ける。
- 本会会員を適用対象とする（会員以外の業務実施者が本会倫理規則を遵守することを想定しているものではない。）。
- IESBA倫理規程と同様に、パート5「サステナビリティ保証業務における倫理に関する規則」を新設するとともに、用語集においてパート5に関連する用語を追加する。
- IESBA倫理規程と同様に、パート5の新設に関連するパート1から4までの適合修正及びサステナビリティ報告のための改正も行う。
- 必要な場合、既存の倫理規則の規定の表現等も併せて見直す。
- 改正倫理規則の確定は、2026年7月の定期総会を目指すこととするが、早期適用を考慮し、2026年3月頃に規定内容の仮公表を予定している。
- 改正倫理規則のパート5とサステナビリティ保証業務実務指針5000「サステナビリティ情報の保証業務に関する実務指針」で共通する概念や定義について、表現を整合させている。

3. 本公開草案の構成（1/2）



- 従来の四つのパートに加えて、サステナビリティ保証業務に関する規定を収めた「パート5」を新設した。
- パート5の独立性に関する規則は、パート4A「監査及びレビュー業務における独立性」を基に起草しているが、サステナビリティ保証業務に特有の論点に対処するための規定を追加している。サステナビリティ保証業務に特有の規定には、項番号にアルファベットの小文字を付している。
- 現行倫理規則におけるJP項及び欠番項を勘案して、必要と認められるJP項及び欠番項を設けている。

3. 本公開草案の構成（2/2）

- 外部の専門家の作業の利用に関連してパート 2、3 及び 5 に以下のセクションを新設する。

組織所属の会員 (PAIB)	会計事務所等所属の会員 (PAPP)	サステナビリティ保証業務の実施者 (SAP)
セクション290－ 外部の専門家の作業の利用	セクション390－ 外部の専門家の作業の利用	セクション5390－ 外部の専門家の作業の利用
はじめに	はじめに	はじめに
要求事項及び適用指針	要求事項及び適用指針	要求事項及び適用指針
一般的規定	一般的規定	一般的規定
契約条件についての外部の専門家との合意	契約条件についての外部の専門家との合意	契約条件についての外部の専門家との合意
外部の専門家の適性、能力及び客観性の評価	外部の専門家の適性、能力及び客観性の評価	外部の専門家の適性、能力及び客観性の評価
外部の専門家の適性、能力及び客観性に関する結論	外部の専門家の適性、能力及び客観性に関する結論	外部の専門家の適性、能力及び客観性に関する結論
外部の専門家の作業の利用により生じる潜在的な阻害要因	外部の専門家の作業の利用により生じる潜在的な阻害要因	外部の専門家の作業の利用により生じる潜在的な阻害要因
その他の事項	その他の事項	その他の事項

4. IESBA倫理規程との差異（1/2）

《JP項・欠番項の状況》

- パート5は監査業務に適用されるパート1から4Aまでの規定を基に策定しているため、我が国の状況を踏まえて必要と判断したパート1から4AまでにおけるJP項については、サステナビリティ保証業務の文脈においても検討の上、基本的にはパート5においてもJP項としている。

	項番	該当項目
JP項	R5100.7 JP	法令等の遵守
	5110.2 A2 JP	ある基本原則への遵守が他の基本原則の遵守と相反するような状況又は関係
	R5114.2 JP	秘密保持上の留意事項
	5120.17 A1 JP~R5120.21 JP	職業的専門家としての品位の保持（共同業務、品質の保持、名義貸しの禁止、将来の事象に対する結論の表明）
	5330.5 A1 JP、R5330.5 JP	紹介手数料又は仲介料の授受
	5340.11 A2 JP、5420.3 A3 JP	勧誘及び贈答・接待における「社会通念上許容される範囲」の解釈
	R5360.18b JP、5360.18b A1 JP R5360.32 JP、5360.33 A1 JP	サステナビリティ保証業務の実施者から外部監査人への違法行為のコミュニケーション
	R5380.3 JP	タックス・プランニング業務に対する規定の適用
	5523.4 A2 JP	カンパニー・セクレタリー
	5604.1 JP	税理士業務の同時提供 ※
5608.1 JP	法律業務の同時提供 ※	

※ 会計事務所等と支配関係がある税理士事務所等又は弁護士事務所等が、当該会計事務所等のサステナビリティ保証業務の依頼人に対して税務業務又は法律業務を提供することは法令等により制限されていないため、セクション5600の規定に従い、税務業務又は法律業務の提供の可否を判断することとしている。

4. IESBA倫理規程との差異 (2/2)

《JP項・欠番項の状況》

- パート5は監査業務に適用されるパート1からパート4Aまでの規定を基に策定しているため、我が国の状況を踏まえてパート1からパート4Aまでにおいて欠番とした項については、サステナビリティ保証業務の文脈においても検討した上で、パート5でも欠番としている。
- サステナビリティ保証業務に関して法令等の定めがない事項については、欠番項としている。
- 会員以外を想定した規定については、欠番項としている。

	項番	該当項目
欠番項	5100.6 A5	会員以外の業務実施者が本会倫理規則以外の独自の倫理規程を設けている状況
	5360.25 A1~R5360.27、 5360.36 A3~R5360.38	規制当局に対する違法行為の報告の検討
	R5360.33	ネットワーク外の監査人との違法行為のコミュニケーション
	R5540.11	規制当局によるローテーションの免除規定



Ⅱ. 本公開草案の概要

1. 本公開草案の各パートの適用範囲（1/2）

- 公開草案では、サステナビリティ保証業務の実施者に対する規定とサステナビリティ報告の作成に携わる会員に対する規定を設けている。
- サステナビリティ保証業務において、倫理に関するパート5のセクション5100から5390までの規定は、全てのサステナビリティ保証業務に適用される。一方、独立性に関する規則については、次スライドの規準を満たす業務にはパート5のセクション5400以降の規定が、また当該規準を満たさない業務にはパート4Bの規定がそれぞれ適用される。
- サステナビリティ報告については、パート1から3までの規定が適用される。

サステナビリティ報告及び保証業務の倫理・独立性に関する規則の適用範囲

	サステナビリティ保証業務		サステナビリティ報告
	独立性	倫理	
一定の規準を満たす業務	パート5 (5400～)	パート5 (5100～5390)	パート1、2、3
一定の規準を満たさない業務	パート4B		

1. 本公開草案の各パートの適用範囲（2/2）

- サステナビリティ保証業務の独立性に関する規則に関し、パート5のセクション5400以降の規定が適用されるための規準は、次のとおりである。

5400.3b 本パートの独立性に関する規則は、サステナビリティ保証業務のうち、サステナビリティ保証業務の実施者が意見を表明するサステナビリティ情報が次のいずれにも該当する場合に適用される。

- (1) 一般目的の報告の枠組みに準拠して報告される。
- (2) 次のいずれかを満たす。
 - ① 法令等に準拠して提供することが求められる。
 - ② 投資家その他の利用者による意思決定を支援する目的で開示される。

2-1. サステナビリティ保証業務に関する主な改正点

- 本公開草案におけるサステナビリティ保証業務に関する主な改正点は、以下のとおりである。

保証業務と非保証業務
(NAS) の同時提供

報酬依存度と
報酬関連情報の開示

担当者の長期関与と
ローテーション

違法行為への対応

バリュー・チェーン構
成単位 (VCC) に対す
る独立性

その他の論点

2-2. 保証業務と非保証業務（NAS）の同時提供

- 会計事務所等又はネットワーク・ファームによるサステナビリティ保証業務の依頼人に対する非保証業務（NAS）の提供に関しては、監査業務の依頼人に対するNASの提供に関するパート4Aの規定と同様の内容としている。
 - ▶ NASを提供する**契約を締結する前の概念的枠組みの適用**（R5600.9項）
 - ▶ **社会的影響度の高い事業体（PIE）**であるサステナビリティ保証業務の依頼人に関する規定
 - ◆ 意見を表明するサステナビリティ情報の保証作業に関して**自己レビューという阻害要因が生じる可能性がある場合のNAS提供の禁止**（R5600.17項）
 - ◆ NASを提供する**契約を締結する前のガバナンスに責任を有する者とのコミュニケーションの実施と了解の取得**（R5600.23項）
 - ・ ガバナンスに責任を有する者が了解しない限り、NASを提供してはならない。

2-3. 報酬依存度と報酬関連情報の開示

報酬依存度
15%ルール
(2年連続)

- 2年連続して、PIEである特定のサステナビリティ保証業務の依頼人に対する**報酬依存度が15%を超える**場合又は超える可能性が高い場合、意見を表明する前に、「**保証意見表明前のレビュー**」が、セーフガードとなり得るかどうかを判断し、セーフガードとなり得ると判断した場合は、その対応策を適用しなければならない(R5410.18項)。

報酬依存度
15%ルール
(5年連続)

- 5年連続して、PIEである特定のサステナビリティ保証業務の依頼人に対する**報酬依存度が15%を超える**場合又は超える可能性が高い場合、5年目の保証意見の表明後に**サステナビリティ保証業務を終了しなければならない**(R5410.20項)。

開示ルール

- PIEであるサステナビリティ保証業務の**依頼人が関連する開示を行わない場合、監査業務と同様の事項(サステナビリティ保証業務の報酬、それ以外の業務の報酬、報酬依存度)を開示**しなければならない(R5410.31項)。

(注) サステナビリティ保証業務の依頼人がPIEでない場合、報酬依存度30%ルールが適用される(R5410.15からR5410.17まで)。

2-4. 担当者の長期関与とローテーション（1/2）

- サステナビリティ保証業務の依頼人が**PIE**の場合の長期関与とローテーションの規定の新設
 - ▶ 担当者の関与期間として、**サステナビリティ保証業務への関与期間と監査業務への関与期間の累積計算**（R540.7項、R5540.7項）
 - ▶ 原則として、**累積して7報告期間**を超えて、次のいずれかの役割（複数の役割で関与する場合を含む。）での関与を禁止（R5540.7項）
 - ◆ サステナビリティ保証業務執行責任者
 - ◆ サステナビリティ保証業務に係る審査担当者として選任された者
 - ◆ その他のサステナビリティ保証業務の主要な担当社員等
 - ◆ 監査業務の主要な担当社員等
 - ▶ 監査業務の依頼人との関係では、長期の関与が禁止される役割の一つとして、「サステナビリティ保証業務の主要な担当社員等」を追加（R540.7項）
 - ▶ 適切な**クーリングオフ期間**（次スライド参照）の設定等（R5540.5項）

2-4. 担当者の長期関与とローテーション (2/2)

- 7 報告期間関与後のクーリングオフ期間 (PIEの場合)

	クーリングオフ期間	倫理規則改正公開草案
筆頭業務執行責任者	5 報告期間 (最短 2 年間)	R5540.13
審査担当者	3 報告期間 (最短 2 年間)	R5540.14
上記以外の主要な担当社員等	2 報告期間 (最短 2 年間)	R5540.15

- 累積した 7 報告期間において複数の役割で関与した場合のクーリングオフ期間 (PIEの場合)

	クーリングオフ期間	倫理規則改正公開草案
筆頭業務執行責任者として 4 報告期間以上関与した場合	5 報告期間 (最短 2 年間)	R5540.17
審査担当者として累積 4 報告期間以上関与した場合 (R5540.19 の(1)を除く)	3 報告期間 (最短 2 年間)	R5540.18
筆頭業務執行責任者及び審査担当者として累積 4 報告期間以上関与した場合 (1) 筆頭業務執行責任者として 3 報告期間以上関与した場合 (2) (1)以外の組合せの場合	(1) 5 報告期間 (最短 2 年間) (2) 3 報告期間 (最短 2 年間)	R5540.19

2-5. 違法行為への対応（1/3）

- セクション5360「違法行為への対応」は、PIEであるかどうかにかかわらず、全てのサステナビリティ保証業務において、故意若しくは過失又は作為若しくは不作為を問わず、次のいずれかの者によって行われる法令違反となる行為（違法行為）に適用される（5360.5 A1項、5360.7 A1項）。
 - ▶ サステナビリティ保証業務の依頼人
 - ▶ サステナビリティ保証業務の依頼人のガバナンスに責任を有する者
 - ▶ サステナビリティ保証業務の依頼人の経営者
 - ▶ サステナビリティ保証業務の依頼人の従業員等又は依頼人の指示の下で働く委託先業者等のその他の者
- 次の事項は対象としていないが、このような状況における対応方法を検討する際にも、本セクションの規定が有用である場合があることに留意（5360.7 A3項）
 - ▶ サステナビリティ保証業務の依頼人の事業活動に関連しない個人の違法行為
 - ▶ 5360.5 A1項に規定された当事者以外の者による違法行為。例えば、サステナビリティ保証業務の依頼人のバリュー・チェーンに属する事業体により違法行為（疑いを含む。）が行われていた場合等

2-5. 違法行為への対応（2/3）

	財務諸表監査を行う会員	監査業務以外の専門業務を行う会員
(パート3) セクション360 違法行為への対応	外部監査人からサステナビリティ保証業務の実施者への違法行為又はその疑いの伝達/伝達の検討（R360.18a項及びR360.18b項）	外部監査人への違法行為又はその疑いの伝達/伝達の検討（R360.31項からR360.33項まで）
(パート5) セクション5360 違法行為への対応	一定の規準を満たすサステナビリティ保証業務を行う会員 サステナビリティ保証業務の実施者から外部監査人への違法行為又はその疑いの伝達/伝達の検討（R5360.18a項及びR5360.18b項）	一定の規準を満たさないサステナビリティ保証業務又はその他の専門業務を行う会員 サステナビリティ保証業務の実施者から外部監査人への違法行為又はその疑いの伝達/伝達の検討（R5360.31項からR5360.33項まで）

2-5. 違法行為への対応（3/3）

- セクション260「違法行為への対応」の適合修正
 - ▶ 上級職会員による「問題となる事項への対応」として、財務諸表監査に従事する外部監査人に加え、**パート5の独立性に関する規則の対象となるサステナビリティ保証業務の実施者**に対しても、当該事項を報告することが必要かどうかを判断しなければならない（R260.15項）。
 - ◆ 財務諸表監査やサステナビリティ保証を受けるに当たっては、外部監査人が監査を実施するために必要な全ての情報や、サステナビリティ保証業務の実施者がパート5の独立性に関する規則の対象となるサステナビリティ保証業務を実施するために必要な全ての情報を提供する必要があることに留意する（260.15 A1項）。

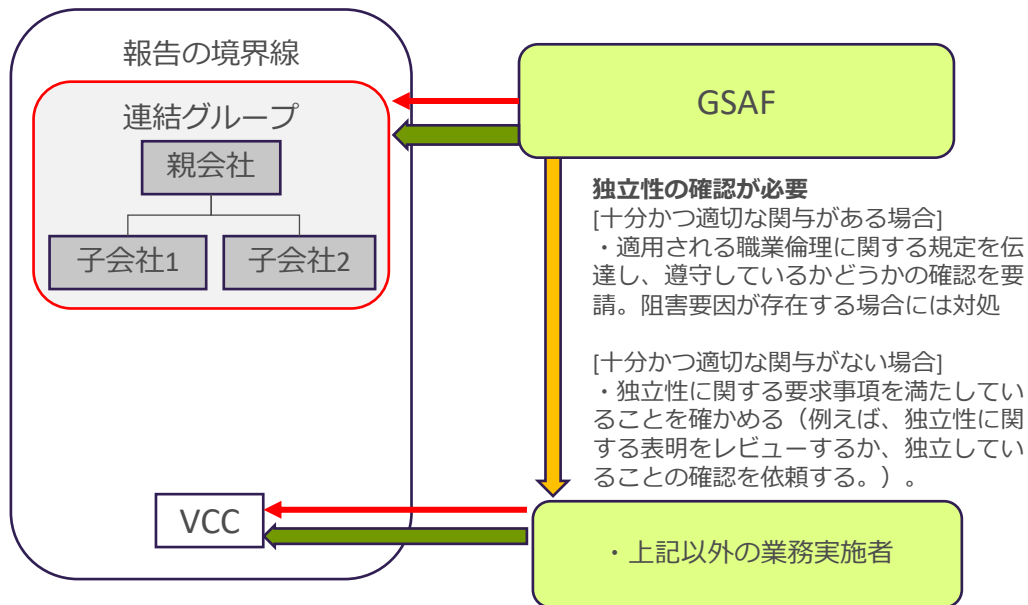
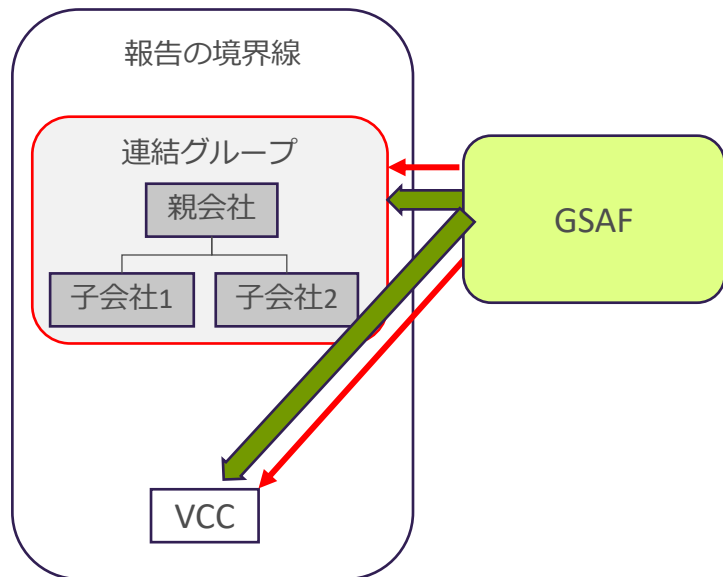
2-6. バリュー・チェーン構成単位（VCC）に対する独立性（1/2）

- バリュー・チェーン構成単位に対してサステナビリティ保証業務を実施する会計事務所等又は個人に適用される規定を設けている。

対 象	適 用
<ul style="list-style-type: none">● グループサステナビリティ保証業務の実施者である会計事務所等（GSAF）又は個人	セクション5405「グループサステナビリティ保証業務」 「サブセクションB-バリュー・チェーン構成単位において保証作業を実施する場合の要求事項及び適用指針」
<ul style="list-style-type: none">● グループサステナビリティ保証業務の実施者である会計事務所等（GSAF）から十分かつ適切な関与を受ける業務実施者（構成単位の業務実施者）である会計事務所等又は個人	
<ul style="list-style-type: none">● グループサステナビリティ保証業務の実施者である会計事務所等（GSAF）から十分かつ適切な関与を受けない業務実施者（業務チーム外の他の業務実施者）である会計事務所等又は個人	セクション5406「サステナビリティ保証業務において保証作業が利用される業務チーム外の他の業務実施者」

2-6. バリュー・チェーン構成単位（VCC）に対する独立性（2/2）

- グループサステナビリティ保証業務の実施者である会計事務所等（GSAF）がバリュー・チェーン構成単位（VCC）について保証作業を実施する場合
- GSAF以外の者が、VCCについて保証作業を実施する場合



← : サステナビリティ保証業務の実施 ← : サステナビリティ保証作業の結果の利用 ← : パート5の独立性を保持しなければならない対象

2-7. その他の論点

- ガバナンスに責任を有する者の範囲と用語
 - ▶ サステナビリティ保証業務の実施者がコミュニケーションを行うべきサステナビリティ保証業務の依頼人のガバナンスに責任を有する者としては、依頼人の組織構造や監視・監督体制に応じて、監査役等に加えて、サステナビリティ情報の監視を担う委員会等の主体も該当することが想定され得ることから、倫理規則のパート5では、監査役等を含む広義の概念である「ガバナンスに責任を有する者」の用語を用いている。

3-1. 外部の専門家の作業の利用に関する主な改正点

- 本公開草案における外部の専門家の作業の利用に関する主な改正点は、以下のとおりである。

外部の専門家の適性、
能力及び客観性の評価

外部の専門家の作業を
利用できない状況への
対処

3-2. 外部の専門家の適性、能力及び客観性の評価（1/3）

- サステナビリティ保証業務の実施者は、外部の専門家がサステナビリティ保証業務の実施者の目的に照らし、必要な**適性**（R5390.6項）、**能力**（R5390.7項）、**客観性**（R5390.8項）を有しているかどうかを評価しなければならない（次スライド参照）。
- 外部の専門家がサステナビリティ保証業務の実施者の目的に照らして必要な適性、能力及び客観性を有しているかどうかの評価には、**職業的専門家としての判断の行使**及び事情に精通し、合理的な判断を行うことができる**第三者テストの利用**が含まれる（第5390.10 A1項）。

3-2. 外部の専門家の適性、能力及び客観性の評価（2/3）

- 適性、能力、客観性の説明及び評価に関連する事項として、以下が挙げられる。

評価対象	説明	評価に関連する事項（例示）
適性 (Competence)	適性は、外部の専門家の専門知識の内容及び水準に関連する（第5390.6 A1項）	<ul style="list-style-type: none">● 外部の専門家の資格、教育、訓練、経験及び評判が、実施される作業の内容に関連又は整合しているかどうか。● 外部の専門家が、使用された基礎情報、仮定又は手法等を含む、自身の作業について説明可能かどうか。 (第5390.6 A2項)
能力 (Capability)	能力は、専門業務を実施する状況において、外部の専門家はその適性を発揮する力に関連する（第5390.7 A1項）	<ul style="list-style-type: none">● 外部の専門家が利用可能なリソース● 外部の専門家が作業を実施する十分な時間の有無 (第5390.7 A2項)
客観性 (Objectivity)	客観性は、バイアス、利益相反、又は他者からの過度な影響若しくは他者への不当な依存が、外部の専門家の専門的判断又は業務上の判断に及ぼし得る影響に関連する（第5390.8 A1項）	<ul style="list-style-type: none">● 外部の専門家が、その専門分野において倫理基準を公表する責任を有する団体により公表された倫理に関する規則に従っているかどうかを含む、外部の専門家の職業的専門家団体、法令等又は外部の専門家が所属する組織によって定められている条件、方針及び手続の存在● 外部の専門家の作業の内容及び範囲● 外部の専門家によって採用された品質管理システムの存在及び適切性 (第5390.8 A5項)

※セクション290,390も同様

3-2. 外部の専門家の適性、能力及び客観性の評価（3/3）

- 次のような業務において外部の専門家を利用する際の客観性を評価する場合の追加的な対応策として、**外部の専門家に対する一定の情報の書面による提出依頼**を要請
 - ▶ 監査業務、レビュー業務及びパート5の対象に含まれないその他の保証業務（セクション390）
 - ▶ サステナビリティ保証業務、又は同じサステナビリティ保証業務の依頼人に提供されるその他の専門業務（セクション5390）

	書面提出が求められる情報
依頼人がPIEではない場合 (R390.12項及びR5390.12項)	<ul style="list-style-type: none">• 直接的又は間接的な金銭的利益• 潜在的な利益相反• 過去又は現在の業務 など
依頼人がPIEである場合 (R390.14項及びR5390.14項)	<ul style="list-style-type: none">• 金銭的利益• ローン又はローンの保証• 経営者との間の密接なビジネス上の関係• 過去又は現在の業務• 報酬等又はその依存度• 経済的利益• 訴訟• 関与期間の長さ など

3-3. 外部の専門家の作業を利用できない状況への対処

- サステナビリティ保証業務の実施者が、特定の専門業務に必要とされる作業を提供するために必要な適性、能力又は客観性を有しない外部の専門家を利用する場合、誠実性、客観性並びに職業的専門家としての能力及び正当な注意の原則の遵守に対する、自己利益、自己レビュー、馴れ合い又は擁護という阻害要因が生じる可能性がある（第5390.5 A2項）。
- サステナビリティ保証業務の実施者は、次のいずれかの場合には、外部の専門家の作業を利用してはならない（R5390.21項）。
 1. 外部の専門家が、**必要な適性若しくは能力を有しているかどうか、又は客観的であるかどうかについて、判断することができない**場合
 2. 当該業務実施者の目的に照らして、外部の専門家が、**サステナビリティ保証業務の実施者の目的に必要な適性又は能力を有していないと判断する**場合
 3. 外部の専門家の客観性に対して、**阻害要因を除去するか、又は許容可能な水準にまで軽減することができないと判断する**場合
- サステナビリティ保証業務の実施者は、外部の専門家が既に作業の重要な部分を実施した場合で、外部の専門家が当該業務実施者の目的に照らして必要な適性、能力及び客観性を有していると結論付けることが困難であるか、又は結論付けることができない場合、基本原則への違反のプレッシャーに直面する可能性がある（第5390.10 A2項）。

▶ このような状況において当該プレッシャーに対処する方法については、セクション270を参照

※セクション290,390も同様

Ⅲ. 適用日

1. 適用日（1/2）

改正規定	適用日
改正倫理規則	2027年4月1日から施行（早期適用可）
サステナビリティ保証業務関連の規定（vccについて実施される保証作業に適用される規定を除く。） <ul style="list-style-type: none">・ パート4A（第600.2項を除く。）・ パート4B（第950.2項を除く。）・ パート5（セクション5405及びセクション5406の規定を除く。）・ セクション260・ セクション360・ R100.8項、第120.3 A1項、第300.2項及び第300.7 A3項の改正規定並びに用語集（下記を除く。）	2027年4月1日以後開始する報告期間又は同日以後の特定の日におけるサステナビリティ情報に対するサステナビリティ保証業務から適用（早期適用可）
外部の専門家の作業の利用関連の規定 <ul style="list-style-type: none">・ セクション380・ セクション390・ 第320.10 A1項、第600.2項及び第950.2項の改正規定並びに「外部の専門家」、「専門家」及び「専門知識」に係る用語集	次の業務に対して適用（早期適用可） <ol style="list-style-type: none">① 2027年4月1日以後開始する事業年度の監査又はレビュー業務② 2027年4月1日以後開始する期間の保証業務（上記①を除く。）

1. 適用日 (2/2)

改正規定	適用日
<p>vccについて実施される保証作業に適用されるセクション5405及びセクション5406の規定</p>	<p>2029年4月1日以後開始する報告期間又は2029年4月1日以後の特定の日におけるサステナビリティ情報に対するサステナビリティ保証業務から適用（早期適用可）</p> <p>早期適用を除き、2029年3月31日以前に開始する報告期間又は2029年3月31日以前の日についてVCCについて実施するサステナビリティ保証業務においては、次の事項を行わなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none">① VCCについて保証作業を実施するグループサステナビリティ保証業務の実施者である会計事務所等（GSAF）又は構成単位の業務実施者は、セクション5120で規定されている概念的枠組みを適用し、保証作業に関連する独立性に対する阻害要因を識別及び評価し、それに対処しなければならない。② GSAF等は、業務チーム外の他の業務実施者の保証作業を利用しようとする場合、業務チーム外の他の業務実施者が独立していることを確かめなければならない。③ GSAF等は、VCCについて実施する保証作業に適用される独立性に関する規定を適用していないことを開示しなければならない。

2. 経過措置

- この改正規定による報酬に関連するセクション5410の規定（年数に関するものに限る。）の適用においては、適用初年度から起算して年数計算を行う。
- パート5の独立性に関する規則の対象となるサステナビリティ保証業務を実施する前にパート4Bのサステナビリティ保証業務を実施していた場合の関与期間の通算に係るR5540.10a項の規定は、財務諸表監査業務を実施していない会計事務所等が2027年3月31日以前に開始する報告期間のサステナビリティ情報に対するサステナビリティ保証業務を実施する場合にも適用される。
- 会計事務所等又はネットワーク・ファームは、サステナビリティ保証業務の依頼人と、セクション5600及びそのサブセクションで禁止されている非保証業務の契約を2027年3月31日までに締結し、かつ、同日までに業務を開始したときは、従来の契約条件に基づき、2027年4月1日以後開始する最初の報告期間の末日まで、当該非保証業務を継続することができる。
- 会計事務所等は、改正規定を早期適用して、個別のサステナビリティ保証業務又はグループサステナビリティ保証業務のために業務チーム外の他の業務実施者が実施した保証作業を利用することを予定しており、業務チーム外の他の業務実施者がパート4Bの独立性に関する規定を遵守している場合、当該業務実施者による独立性に関する規定の遵守に関する確認又は表明を入手することにより、セクション5406の要求事項に準拠したものとして取り扱うことができる。



2025年10月2日
第99回倫理委員会
配付資料No. **2**

会員からの職業倫理相談状況

2025/10/2



会員からの職業倫理相談状況（2025年7月）

- 2025年7月24日：2件
- 相談カテゴリー
 - ▶ 同時提供（1件）、その他（1件）

作業部会 審議日		相談事項
7月24日	①	独立性の確認の対象者について
	②	コンサルティング業務の提供可否について

会員からの職業倫理相談状況（2025年9月）

- 2025年9月19日：3件
- 相談カテゴリー
 - 同時提供（1件）、ローテーション（1件）、その他（1件）

作業部会 審議日		相談事項
9月19日	①	公認会計士共同事務所の構成員が代表を務める税理士法人の税務顧問先への監査業務提供の可否について
	②	監査業務の依頼人への会計ソフトのレンタルについて
	③	アニュアルレポートの監査を実施する際のローテーションの考え方について

●● 信頼の力を未来へ
jicpa

 日本公認会計士協会